

尾張都市計画事業 江南布袋南部土地区画整理事業

換地処分に伴う所在地変更のご案内

(法人・事業者向け)

目次

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 換地処分に伴う所在地変更について | P 1 |
| 2. 主な所在地変更手続一覧 | P 4 |

令和6年5月



1 換地処分に伴う所在地変更について

(1) はじめに

江南布袋南部土地区画整理事業は、令和6年9月を目途に換地処分（土地区画整理事業が行われる前の土地の権利関係が、新たに割り当てられる土地に移行する行政処分）の公告を予定しており、この翌日に事業地区内の地番が変更されます。

地番変更に伴い、法人等の所在地、土地・建物の表示が変更されますが、各事業者で変更手続きを行っていただくものもあります。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

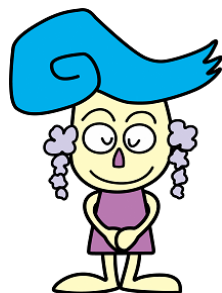
この冊子では、代表的な手続きをご案内しますので、該当する項目をご確認いただき、9月に予定しております換地処分における所在地変更後の手引きとしてご利用ください。

なお換地処分の公告日等、詳細につきましては時期が決まりましたら改めてお知らせさせていただきます。

(2) 新しい地番について

江南布袋南部土地区画整理事業では、区画整理前の町の名称を尊重し、新しい町名は設定しません。また町界に関しても基本的に区画整理前の町界と大きくかけ離れることがないように調整し、令和5年3月市議会において変更が議決されました。

地番については、区画整理前と同様の町名を使用することから、すでに法務局に登録されている地番は使用できませんので、1000番台から街区ごとに順番に振り直します。

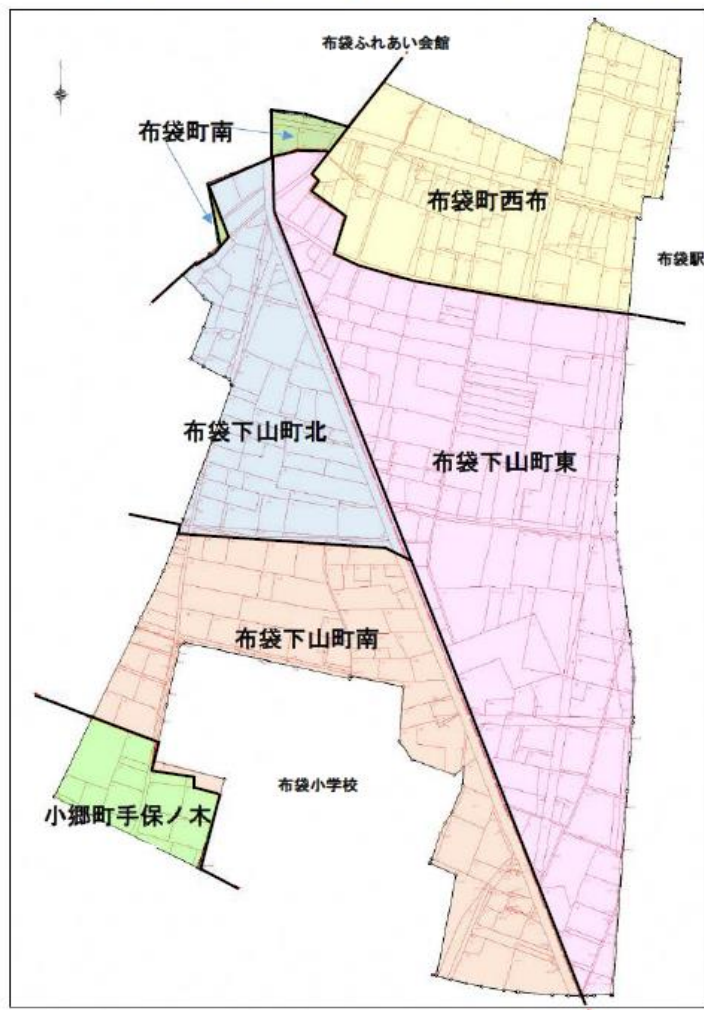


町名	郵便番号
布袋下山町東	483-8142
布袋下山町北	483-8147
布袋下山町南	483-8148
小郷町手保ノ木	483-8149
布袋町西布	483-8141

※「布袋町南」は、区画整理事業地内からは無くなります。

(3) 整理前→整理後の町名・町界の状況

区画整理前の町名・町界の状況



区画整理後の町名・町界の状況



(4) 所在地変更に伴い市が発行する通知・証明書（換地処分後）

証明書	内 容
(住所変更に関する) 証明書	新しい住所を記載した証明書です。 ※個人用
(所在地番変更に関する) 証明書	新しい住所を記載した証明書です。 ※法人用
(土地の表示変更に関する) 証明書	新しい土地の表示変更を記載した証明書です。

(5) 土地・建物等の不動産登記について

土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため、施行者（市）で書き換えることはできません。登記名義人の方が換地処分後の区画整理登記の事務停止期間終了後、変更の手続きを行ってください。

- ① 換地処分の公告の翌日から区画整理登記が完了するまでの期間（約2～3か月）、登記の事務停止（登記閉鎖）により土地・建物の登記はできなくなります。
- ② 所有権等の登記名義人の住所は、上記①の登記の事務停止期間終了後、不動産を管轄する法務局（名古屋法務局一宮支局）で必要な方は変更手続きをお願いします。
- ③ 変更登記申請は、換地処分後に発行する（4）に記載のうち、個人の場合は「（住所変更に関する）証明書」、法人の場合は「（所在地番変更に関する）証明書」を添付することで、登録免許税が非課税となります（登録免許税法第5条第5号）。

2 主な所在地変更手続一覧

換地処分の公告に伴い、所在地変更手続が必要となるものがあります。主な所在地変更手続の一覧を掲載しますので、各事業者の該当する項目をご確認いただき、今後の手続にお役立てください。なお、この一覧は全ての手続を網羅しているわけではありませんので、この一覧以外で該当する項目がある方は、各届出・問合せ先までお問い合わせください。

また、必要書類につきましても各事情により異なる場合がありますので、詳細につきましても各届出・問合せ先にご確認いただきますようお願いいたします。代表者や本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合があります。

手続の時期についてはご都合や各事情に合わせて進めていただきますようお願いいたします。

☑	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
---	--------	------	---------	-------	------

法務局

☐	土地・建物登記簿（権利部・甲区）※表題部（町名・地番・地積）のみ市が申請し、法務局で書き換えます。なおこの間、登記の事務が停止します。	住 所 所在地	不動産の所在地を管轄する法務局 名古屋法務局一宮支局 (0586) 71-0600	登記の事務停止期間終了後に変更手続を行ってください。	登記申請書 所在地番変更証明書 等
☐	商業・法人登記簿の法人等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）及び代表者等		本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局	2週間以内	登記申請書 所在地番変更証明書 届出印 等
☐	商業・法人登記簿の法人代表者の住所変更	住 所		※法人・商業登記の事務停止期間はありません。	

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

労働保険関係

<input type="checkbox"/>	労働保険	住 所 所在地	江南労働基準監督署 (0587) 54-2443	詳細は届出・問合せ先にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	雇用保険		ハローワーク犬山 (犬山公共職業安定所) (0586) 61-2185	
<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入 健康保険に加入		一宮年金事務所 (0586) 45-1418	

その他

<input type="checkbox"/>	各種営業許可証	住 所 所在地	詳細は各許可権者の関係機関にお問い合わせください。
	江南郵便局（郵便物関係）		市から郵便局に通知しますので手続は不要です。なお郵便局取扱いの郵便物は変更後、約1年間は変更前の住所（旧住所）で記載された郵便物でも配達されますが、住所の変更があったことを送り主にお早めにお知らせください。 また、 <u>新しい住所を取引先などにお知らせするため、「新住所のお知らせ用はがき」を1事業所につき100枚、日本郵便株式会社から市を通して送付します。</u>

発 行

江南市役所

都市整備部 都市整備課 区画整理グループ

TEL (0587) 54-1111 (代表)
内線442、426、362